

		経済環境常任委員会	
令和7年6月6日受理		請 第 27 号	
件 名	セーフティネット貸付を含む多重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業の着実な継続を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 内 野 幸 喜 橋 口 海 平 南 部 隼 平			
<p>(要 旨)</p> <p>熊本県に対し、多重債務者ほか平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害における被災者の生活再生を促すため実施をしている消費者向けセーフティネット貸付を含む多重債務者等の生活再生を総合的に支援する事業について、令和8年度以降も、着実に継続されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため、平成18年12月に可決・成立し、平成22年6月に完全施行された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」を受けて、内閣の多重債務者対策本部が策定した「多重債務問題改善プログラム」では、「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」の必要性を強調している。</p> <p>当弁護士会は、貴議会に対し、「改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願」を行い、平成21年9月定例会で採択され、この請願を受けて、県では、平成22年度から「多重債務者生活再生支援事業」が開始された。その後も当弁護士会は、継続して事業継続を求める要望書や請願書を貴議会へ提出して事業継続につなげた。</p> <p>平成29年度からは、「消費者自立のための生活再生総合支援事業」として、事業内容が拡充され、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害の被災者の復興支援のほか、コロナ禍や物価高の影響により生活が困窮している県民の救済にも大きな役割を果たしている。</p> <p>特筆すべきは、貸付相談の際、あるいはその後の徹底的なフォローアップの実施により、貸し倒れがほとんどないということであり、「顔の見える融資」として、真の意味の「セーフティネット貸付」が実現していると評価できる。</p> <p>このように、本事業は、多重債務に陥っている県民に対し、単に貸付を行うのではなく、生活再生に向けての親身な支援を貸付から返済完了まで継続して行うという特徴を持っている。さらに、多重債務から脱却しようとする県民の生活再生を力強くバックアップする伴走的支援による救済機能も兼ね備えている。</p> <p>また、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨からの復興のために不可欠の制度でもあり、加えて、昨今の物価高が困窮している人々の生活をさらに圧迫している社会状況の中、県民生活の安全・安心を確保するうえで、多重債務者や生活困窮者の生活再建は最優先されるべきである。</p> <p>については、令和8年度以降も本事業を着実に継続すべきと考える。</p>			